

令和5年7月27日
世田谷保健所健康企画課
世田谷保健所感染症対策課

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた感染症予防・健康危機管理に関する 各種計画の策定等について

1 主旨

これまでの区の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、法令の規定に基づき、区における感染症の予防や健康危機への備えなどを定めた「予防計画」及び「健康危機対処計画」の策定に着手する。

また、これらの計画の策定にあわせ、新型インフルエンザに対する区の対策等を定めた「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成26年4月策定)の見直しに着手するので、その内容と検討体制等について報告する。

2 各計画の策定・改定の概要

(1) 感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下、「予防計画」という。）

① 保健所設置区市が計画で定める事項

- ・病原体の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- ・外出自粛対象者等の療養生活等の環境整備に関する事項
- ・保健所の体制強化 など

② 根拠法令

改正後の感染症法（令和4年12月公布）第10条第14項の規定により、従来都道府県が定めていた予防計画について、保健所設置区市においても新たに策定することとされた。

③ 計画の策定・施行時期

保健所設置区市において策定する予防計画は、令和6年4月1日施行が義務化されている。

(2) 健康危機対処計画（保健所／地方衛生研究所）

① 計画で定める事項

ア、保健所

- ・組織体制（対策本部、指揮命令系統、受援体制等）
- ・業務継続計画（以下、「BCP」という）策定（発動基準、優先度、外部委託等）など

イ、地方衛生研究所（世田谷区衛生検査センター（世田谷保健所健康企画課試験検査）※）

- ・検査実施体制
- ・情報の収集と提供 など

※世田谷区衛生検査センター（世田谷保健所健康企画課試験検査）…地域保健法第26条及び同法に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針の規定に基づく地方衛生研究所（特別区は世田谷を含め5区のみ設置している）。平時においては、保健所の関係課及び区民等からの依頼を受けて、食品衛生検査、環境衛生検査、感染症検査等を実施している。

② 根拠法令

感染症法の一部改正（令和4年12月公布）に伴い、改正された地域保健法第4条の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」により、平時から健康危機への備えを計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所において、予防計画との整合性を確保しながら「健康危機対処計画」を新たに策定することが定められた。

③ 計画の策定・施行時期

保健所及び地方衛生研究所において策定する健康危機対処計画は、既存の計画や手引書に必要な事項を記載することも可能とされており、予防計画との整合をとるためにも令和6年4月1日施行が望ましいとされている。

(3) 新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「行動計画」という。平成26年4月策定）

① 計画で定める事項

- ・実施体制（発生時の本部設置、本部構成員）
- ・国、東京都との役割分担
- ・対策の基本項目（情報収集、区民相談、予防接種、医療、BCPほか） など

② 今回の主な改定事項

実施体制、BCPなど、予防計画、健康危機対処計画との整合を図るべき事項について、具体的に定める。

③ 根拠法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条に基づき、区市町村が当該区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施について定める計画

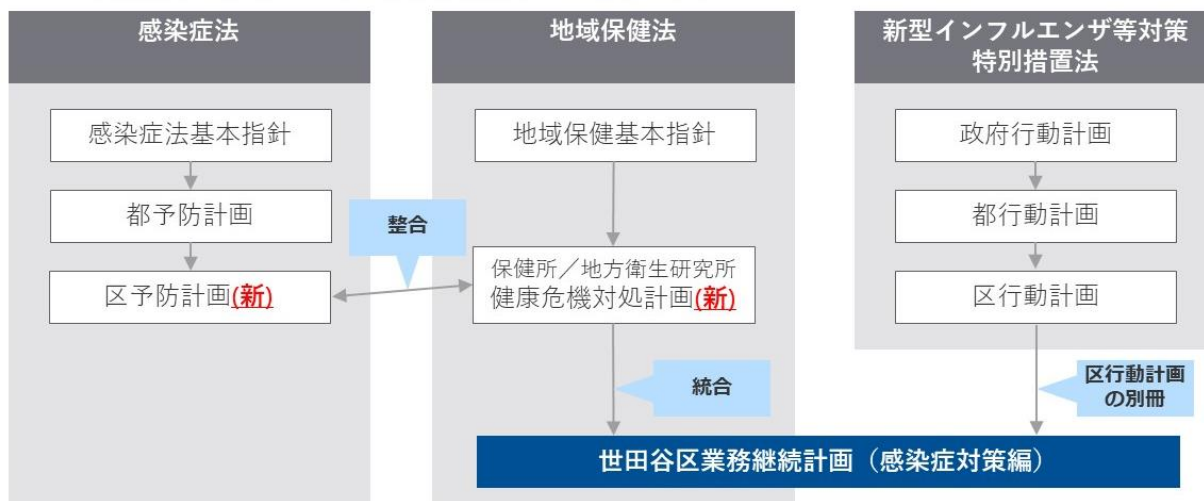
④ 計画の改定・施行時期

予防計画、健康危機対処計画の施行に合わせた区独自の行動計画の改正であることから、改定後の計画は令和6年4月1日施行を目指す。

3 区における計画の体系

予防計画、健康危機対処計画、行動計画について、内容が重複する項目があるため、次のとおりそれぞれの計画の関係を整理のうえ、策定・改定作業を進めるものとする。

● 各計画の位置づけ（既存計画との関連性）



国説明資料を元に作成

4 策定・検討の進め方

(1) 東京都連携協議会での議論・協議の反映

- ・区の予防計画の策定にあたっては、昨年12月に改正された感染症法の規定により、特別区や医療機関、消防等の関係機関を構成員として東京都が設置をした「連携協議会」において決定する事項を踏まえることとされている。
- ・連携協議会においては、入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制等に関する方針や情報共有のあり方などについて、平時より東京都と関係機関の間で議論・協議を行うものとされている。区の予防計画は、この議論・協議を経て定められた入院調整の方法等に基づき策定することとなる。

(2) 世田谷区健康危機管理連絡会の活用

- ・区では、新型コロナウイルス感染症の発生以前より、「世田谷区健康危機管理連絡会」を設置し、学識経験者、医療機関、医師会、消防等関係機関と健康危機に関する情報共有等を行ってきた。
- ・各種計画の策定にあたっては、世田谷区健康危機管理連絡会を活用し、関係機関と計画案の内容について議論を行い、その意見等を踏まえた内容とする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年	9月	常任委員会報告（検討状況報告）
	11月	常任委員会報告（BCP素案報告）
令和6年	2月	常任委員会報告（予防計画、BCP最終案報告）
	3月	予防計画、BCP策定